戸板女子短期大学動物実験に関する規程

第１章　総則

（趣旨及び基本原則）

第１条　この規程は、戸板女子短期大学（以下「本学」という。）における動物実験等を適正に行うため、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続き等必要な遵守すべき事項を定めるものとする。

２　動物実験等の実施にあたっては、人類の福祉及び科学的知識の向上に貢献し、また動物の愛護と福祉にも配慮して倫理的に適正な動物実験の実施を図ることを目的に、「戸板女子短期大学　研究倫理規程」、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48 年10 月1 日法律第105 号）」（以下「動物愛護法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18 年4 月28 日環境省告示第88 号）」（以下「実験動物飼養保管基準」という。）、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18 年6 月1 日文部科学省告示第71 号）」（以下「基本指針」という。）、「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18 年6 月1 日日本学術会議）」、「動物の処分方法に関する指針（平成7 年7 月4 日総理府告示第40 号）」、「動物の殺処分方法に関する指針（平成19 年11 月12 日環境省告示第105 号）」及びその他の法令等の趣旨に従う。

(実験者の行為準則)

第２条　本学において生命科学の研究のために動物実験を行う者（以下「実験者」という。）は、上記の動物実験の基本指針に従って、動物を虐待することなく、かつ動物に無用な苦痛を与えることがないように適正な取扱いを行い、正しく動物実験を実施しなければならない。動物実験等の原則である次の各号に掲げる事項3Rの原則（Replacement、Reduction、Refinement）に基づき、適正に実施しなければならない。

(1) Replacement（代替法の利用）、

科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することに努めなければならない。

(2) Reduction（使用数の削減）

科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の使用数を少なくすることに努めなければならない。

(3) Refinement（苦痛の軽減）

科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法（例、麻酔、鎮痛剤の使用や実験技術・精度の向上等）によってしなければならない。

（定 義）

第３条　本規程の用語の意義に関しては、実験動物飼養保管基準に準じ、次の定義によるものとする。

(1) 動物実験とは、学術研究、教育あるいは生物学的材料採取のために、動物に何らかの拘束、処置を加えることをいう。

(2) 実験動物とは、研究や実験に使用する目的で、動物実験施設等で繁殖、生産、飼育、保管された動物をいう。

(3) 動物実験計画とは、動物実験等を行うために事前に立案する計画をいう。

(4) 動物実験統括責任 (以下｢統括者｣という。）とは、実験動物及び施設を管理と統括をする者で、施設等を有する教育研究組織の長である学長がこれにあたる。

(5) 実験動物管理者(以下｢管理者｣という。）とは、施設等において統括者を補佐し、実験動物の管理を担当するもので、第４章に定める動物実験委員会の委員長がこれにあたる。

(6) 動物実験実施者(以下｢実施者｣という。）とは、動物実験の実施に関わる学生教職員をいう。

(7) 動物実験責任者とは、実施者のうち、実験計画の策定及び実施の責任を負う教員をいう。

第２章　適用の範囲

第４条　この規程は、本学において行われる、哺乳類、鳥類及び両生類等を用いるすべての動物実験に適用される。

第３章　組織

（学長の責務）

第５条　学長は、動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、第４章に定める動物実験委員会を置き、本学で実施されるすべての動物実験等を統括する。

２　学長は、実験動物を適正に飼養保管し、動物実験等を適正かつ安全に遂行するために必要と考えられる施設等を整備する。

第４章　動物実験委員会

（動物実験委員会の役割）

第６条　動物実験に関する次に掲げる事項について、学長の諮問に応じて調査し、審議する。

(1) 施設等の審査

(2) 実験計画・実施書の審査、承認

(3) 教育訓練計画の策定

(4) 実験動物の管理及び動物実験の実施状況に関すること

(5) 動物実験に係る自己点検・評価

(6) その他動物実験に関し必要な事項

（動物実験委員会の構成）

第７条　動物実験委員会は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 食物栄養科の学科長1名

(2) 実験動物に関する知識あるいは経験を有する食物栄養科の専任教員2名、服飾芸術科と国際コミュニケーション学科から各1名

(3) その他学長が指名する者、若干名

（委員長）

第８条　動物実験委員会に委員長を１名置く。

２　管理者は委員長が担当し、学長が指名する。

（任期）

第９条　委員長及び委員の任期は２年として、それぞれ再任を妨げない。

（議長）

第10条　会議は、委員長が招集し、議長となる。

（開催）

第11条　会議は、委員長が必要と認めたとき開催する。

（報告）

第12条　委員長は、動物実験委員会の議事を記録し教授会で報告する。

（事務）

第13条　動物実験委員会に関する事務は、教務部が行う。第５章　実験動物の飼養、保管

第14条　管理者及び実施者は、実験動物の導入に当たっては、関連法令、基本指針及び飼養保管基準等に基づき適正に管理されている施設から導入するものとする。

２　管理者及び実施者は、動物実験を適正かつ円滑に実施するため、実験動物の導入、維持、飼育及び保管は施設内において行うことを原則とする。外部施設で実施する場合は、該当施設の規程を遵守し行われなければならない。

３　管理者及び実施者は、実験動物の飼育設備を実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌給水、衛生管理を行うものとする。

４　管理者及び実施者は、実験動物の入手先、入手前の飼育履歴、病歴等に関する記録を整傭し、保管するものとする。

５　管理者は、飼養保管施設における実験動物の種類、飼養保管の頭数等について、年度ごとに動物実験委員会に報告しなければならない。

第６章　動物実験の実施

(実験計画・実施書)

第15条　動物実験責任者は、動物実験を行う場合は、次に掲げる事項について留意し、動物実験計画・実施書を学長に提出しなければならない。

(1) 実験目的に適した動物の品種及び系統を選定する際は、実験動物専門家の意見を求めるなど、遺伝学的な系統の特性等を十分考慮して行う。事前に徹底した文献調査等を行い、無用な重複実験は避けなければならない。

(2) 病原体を取り扱う動物実験は、原則として行わない。飼養保管施設を利用する実験者は、外部からの病原性微生物の侵入に注意を払う。SPF （特定病原微生物に感染していない状態）動物以外の動物を用いるときは、事前に動物実験委員会の指示に従って、微生物学的検査等を実施し、ヒトや他の実験動物への感染防止に努めなければならない。

(3) 動物に与える苦痛をできる限り軽減する等、倫理的な面について十分配慮された実験方法を採用しなければならない。

(4) 必要最小限の動物数によって最大の効果をあげられるよう努めなければならない。

(5) 立案された実験計画は、動物実験計画・実施書（様式１）に記入し、動物実験委員会及び研究倫理委員会の審査を受けなければならない。委員会は実験計画の妥当性を審査し、結果を速やかに学長に報告しなければならない。

(実験計画の承認)

第16条　学長は、動物実験委員会及び研究倫理委員会の審査結果に基づき、実験計画の承認の可否を決定する。

２　動物実験委員会は、動物実験の承認あるいは却下を申請者に通知する（様式１）。

(実施の結果報告)

第17条　動物実験責任者は、実験計画の実施後に、所定の動物実験中止・完了報告書（様式２）により、使用動物数、実験成果等について、学長に報告しなければならない。

第７章　安全管理

(実験動物危害の防止)

第18条　管理者及び動物実験責任者は、実験動物の逸走防止、有害動物の管理、感染防止等に必要な措置を講じなければならない。

２　管理者は、安全管理に関して具体的な方法を定め、実験動物責任者及び実施者に周知する。

（緊急時の対応）

第19条　管理者及び動物実験責任者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ戸板短期大学緊急時作業マニュアル（災害時のマウス・ラットについて）にまとめて作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

２ 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努める。

第８章　教育訓練等

(教育訓練)

第20条　動物実験委員会は、この規程、関連する法令等を動物実験責任者及び実施者に熟知させるとともに、教育訓練を企画する。

２　管理者、動物実験責任者及び実施者は、前条に定める教育訓練を受けなければならない。

第９章　自已点検・評価と情報公開

（評価報告）

第21条　動物実験委員会は、動物実験の実施及び実験動物の飼養保管の状況等について、自己点検・評価を学長に報告しなければならない。

２　動物実験等に関する情報（規程、動物実験委員会報告等）を適切な方法により公開しなければならない。

第10章 雑則

(雑則)

第22条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、動物実験委員会が別に定める。

（改廃）

第23条　動物実験委員会の規程の改廃は、動物実験委員会にて審議し、理事会の承認を得るものとする。

附則

１　この規程は、平成27年５月25日より施行する。

２　この改正規程は、平成28年１月　28日より施行する。

様式１

動 物 実 験　計 画 ・ 実 施 書

戸板女子短期大学　学長殿

　戸板女子短期大学　動物実験規程第15条第5号に基づき、下記のとおり届出ます。

|  |
| --- |
| □ 新規 □ 変更・年度更新 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出年月日 | 年　　　月　　　日 | 受付年月日 | 年　　　月　　　日 | 受付番号 |  |
|  |
| 研 究 課 題 |  |
|  |
| 研 究 目 的 |  |
| 動物実験責任者名（選択項目を■） | フリガナ |  |  | 部局名 | 職 | 動物実験の経験等 |
| 氏　名e-mail |  |  | 連絡先TEL・内線:  |  | 教育訓練受講の□有□無 |
| @ |
| 動物実験実施者名（括弧内にフリガナ、選択項目を■） |  | （ |  | ） |  |  | 教育訓練受講の□有□無 |
| @ | 連絡先TEL:  |
|  | （ |  | ） |  |  | 教育訓練受講の□有□無 |
| @ | 連絡先TEL:  |
|  | （ |  | ） |  |  | 教育訓練受講の□有□無 |
| @ | 連絡先TEL:  |
|  | （ |  | ） |  |  | 教育訓練受講の□有□無 |
| @ | 連絡先TEL:  |
|  | （ |  | ） |  |  | 教育訓練受講の□有□無 |
| @ | 連絡先TEL:  |
|  |
| 実験実施期間 | 20（        ）年       月～ 20（        ）年       月 | 中止・終了等 | 20（        ）年        月        日 |
| 飼養保管施設及び実験室 | 飼養保管施設 |  | 実験室 |  |
| 使　用　動　物 | 動 物 種 | 系　統 | 性　別 | 匹　数 | 微生物学的品質 | 入手先（導入機関名） | 備　考 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |
| 研究計画と方法 | 研究概要 （研究計画と方法について、その概要を記入する。） |
| 実験方法 （動物に加える処置、使用動物数の根拠を具体的に記入し、「想定される苦痛のカテゴリー」や「動物の苦痛軽減・排除方法」等と整合性をもたせる。） |
|  |
| 特殊実験区分(該当項目をすべて■) | □ | 1. 感染実験　　安全度分類:　□ BSL1 □ BSL2 □ BSL3 |
| □ | 2. 遺伝子組換え動物使用実験　　区分: □ P1A □ P2A □ P3A |
| □ | 3. 放射性同位元素・放射線使用実験 |
| □ | 4. 化学発癌・重金属実験 |
| 動物実験の種類(選択項目を■) | □ | 1. 試験・研究 | 動物実験を必要とする理由(選択項目を■) | □ | 1. 検討したが、動物実験に替わる手段がなかった。 |
| □ | 2. 教育・訓練 | □ | 2. 検討した代替手段の精度が不十分だった。 |
| □ | 3. その他 | □ | 3. その他 |
|  |
| 想定される苦痛のカテゴリー(選択項目を■) | □ | B. 脊椎動物を用い、動物に対してほとんど あるいは、まったく不快感を与えないと思われる実験。 |
| □ | C. 脊椎動物を用い、動物に対して軽度のストレス、または痛み(短時間持続するもの)を伴うと思われる実験。 |
| □ | D. 脊椎動物を用い、回避できない重度のストレス、または痛み（長時間持続するもの）を伴うと思われる実験。 |
| □ | E. 無麻酔下の脊椎動物に、耐えうる限界に近い　またはそれ以上の痛みを与えると思われる実験。 |
| 動物の苦痛軽減、排除の方法(該当項目を■) | □ | 1. 短時間の保定・拘束及び注射など、軽微な苦痛の範囲であり、特に処置を講ずる必要はない。 |
| □ | 2. 科学上の目的を損なわない苦痛軽減方法は存在せず、処置できない。 |
| □ | 3. 麻酔薬・鎮痛薬等を使用する。（具体的薬剤名及びその投与量・経路を記入：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □ | 4. 動物が耐えがたい痛みを伴う場合、適切な時期に安楽死措置をとるなどの人道的エンドポイントを考慮する。 |
| □ | 5. その他 （具体的に記入:    　　 ） |
| 安楽死の方法(該当項目をすべて■) | □ | 1. 麻酔薬等の使用（具体的薬剤名及びその投与量・経路を記入：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| □ | 2. 炭酸ガス |
| □ | 3. 中枢破壊 (具体的に記入:　　　　　　　　　　　　　　　　　　法) |
| □ | 4. 安楽死させない (その理由を記入:      ) |
| 動物死体の処理方法(選択項目を■) | □ | 1. 大学内で焼却 |
| □ | 2. 外部業者に依託 |
| □ | 3. その他 （具体的に記入:     ） |
| その他必要または参　考　事　項 | （過去の動物実験計画・実施書承認実績、学内の関連委員会への申請状況、飼養保管施設・実験室の承認状況などを記入する。) |
|  |

|  |  |
| --- | --- |
| 委員会記入欄 | 審査終了: 20（      ）年    月　   日 |
| 修正意見等 |
| 審査結果　□　本実験計画は、戸板女子短期大学動物実験規程に関する規程等に適合する。　　　　　　　　　　（条件等　□　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　　　　　　　□　本実験計画は、戸板女子短期大学動物実験規程に関する規程等に適合しない。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 学長承認欄 | 承認: 20（     ）年    月     日 |
| 本実験計画を承認します。　　　　　　　　　　　承認番号: 第　　　　　　　　　　　　　　　　号戸 板 女 子 短 期 大 学　学　長 |

様式２

平成　　年　　月　　日

戸板女子短期大学　学長殿

動物実験責任者

所属・身分

氏名　　　　　　　　　　　　　印

動物実験中止・完了報告書

戸板女子短期大学部動物実験規程第17条に基づき、下記のとおり報告します。

□中止　□完了　　※左記の選択項目を■

実験実施期間　　　開始：20（        ）年      月        日、　　中止・終了等：20（        ）年      月        日

|  |  |
| --- | --- |
| １．承認番号 |  |
| ２．研究課題名 |  |
| ３．中止の場合その理由 |  |
| ４．実験の結果（該当項目にマークし、その概要を簡潔に記述） | * 計画どおり実施
* 一部変更して実施
* 中止
 |
| 結果の概要 |
| ５．成果（予定を含む）（得られた業績、例：雑誌論文、図書、工業所有権などについて、著者名、論文標題、雑誌名、巻・号、発行年、頁、出版社等を記載、必要に応じ別紙に記載） |  |
| ６．使用動物 | 動 物 種 | 系　統 | 性　別 | 匹　数 | 入手前の病歴 | 入手先（導入機関名） | 備　考 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| ７．特記事項 |  |